

理 事 会 議 事 録

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
(1) 代表理事選定の件
代表理事に理事 長 谷 俊 治 を選定した。
- 2 決議事項を提案した理事の氏名
理事 長 谷 俊 治
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
令和4年6月24日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
理事 長 谷 俊 治

令和4年6月22日、理事長谷俊治が理事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該議案につき、令和4年6月24日9時、理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条（第197条において準用する第96条）に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条（第197条において準用する第96条）及び同法施行規則第15条第4項第1号（第62条において準用する第15条第4項第1号）に基づき本議事録を作成する。

令和4年6月24日

一般財団法人蛋白質研究奨励会

議事録作成者 理事長 長 谷 俊 治 ⑩